

研究論文

なぜ外国語を学ぶのか
—高等教育会議と明治期中学における外国語教育—

下 絵津子

キーワード：高等教育会議、明治後期、ドイツ語教育、(尋常)中学校、加藤弘之

要 旨

本稿では、文部大臣の諮問機関である高等教育会議（1896～1913）での議論が明治期の中学校における外国語の位置づけに与えた影響を明らかにする。第三回会議（1899）に、「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」という諮問案が、尋常中学校の外国語にドイツ語を採用すべきだと提案する内容の参照資料とともに提出された。この諮問案は撤回されたが、参照資料の一つが第六回会議（1901）での建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」につながった。しかし、中学校で開設される外国語がほぼ英語のみに限られた状況が打開されるには至らない。中学校でドイツ語教育を推進できなかった背景には、外国語を学ぶ目的と学校系統問題のなかで議論された中学校の目的が一致しなかったことが挙げられる。一方、「外国語＝英語」という枠組みへの抵抗は第五回会議（1900）においても見られ、高等教育会議におけるこれらの議論が1901年制定の「中学校令施行規則」で規定された外国語の位置づけに強い影響を与えたと考えられる。

1. はじめに

現在の日本の学校の外国語教育は英語偏重型・英語一辺倒であるとしばしば批判される（例えば大谷2007・川又2014）が、その傾向は近代の学校制度が整備・発達した明治期の学校制度のなかで確立された。そして、当時も教育関係者間や世論において英語偏重の構図が批判された¹⁾。その一つが高等教育会議における英語以外の外国語教育を推進する動きである。その動きにおける主張は英語中心の外国語教育への昨今の批判と

重なるが、目的や背景は明治後半期と現在では大きく異なる。本稿では、高等教育会議における議論の展開の背景要因を検証し、高等教育会議における議論が中学校に関する法規で規定された外国語の位置づけに与えた影響を考察する。

高等教育会議（1896年～1913年）とは文部省の諮問機関として初めて設置された機関で、初等・中等・高等教育など教育に関する様々な事項を審議し文部省に建議することが認められていた（平原1963、1964）²⁾。その第三回会議に諮問案「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」³⁾が諮られ、それが第六回会議の建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」へとつながった。結果としては、英語中心の外国語教育の方向性を変えるには及ばないが、会議での議論は明治期の教育に関する法規に強い影響を与えた。

本考察の意義として、学校制度における外国語の位置づけの考察にあたり、政策と直接かかわる議論を検証する必要性が挙げられる。明治時代の学校教育における外国語の教科科目の位置づけが変遷していった背景に、どのような議論がなされたのか、その詳細を考察した研究は管見の限り存在しない。英語教育に関しては、松村（1988）が明治期の小学校英語教育に関する議論を分析しているが、主に『教育時論』などの雑誌に記載された記事を対象とし、政策決定に直接に関与した組織における議論は精査していない。川又（2014）は外国語教育に関連する法規等を明治期まで遡って検証しているが、その変遷の背景にある議論を考察の対象としていない。

また、高等教育会議に関する研究は限られており、会議の成立の過程や機能を考察した平原（1963、1964）、教科書自由採択論に関する議論を分析した梶山（1983）などにとどまる。会議は第11回まで開催されたが、現存を確認できる速記録は第三回と第七回のみである。1923（大正12）年の関東大震災により関連資料が焼失した（文部省教育調査部編1937：5-11）ためと考えられる。しかし、全ての会議の決議録は残っており、残された資料に英語以外の外国語に関する興味深い議論を見ることができる。

明治期の中学校に関連する法令・法規等において、外国語教育に係る内容はどのように決定されたのか。なぜ英語偏重型外国語教育を変更することができなかったのか。高等教育会議における議論の内容を検証し、明治期の中学校における外国語教育の方向性を定めた背景要因の一端を明らかにする。

2. 英語に限るべきか：問題の背景

文部省は、学校教育における外国語として英語を最も重要なものと位置づけた。1881

年に制定された「中学校教則大綱」では、「英語」が科目の一つとして加えられた。1882年には、英語を設置しない場合、あるいは、英語に代わってフランス語またはドイツ語の提供が認められる（文部省通達）ものの、1886年に「中学校令」が制定され（勅令第15号）、それに基づいて定められた「尋常中学校ノ学科及其程度」では、第一外国語は通常英語、第二外国語はドイツ語またはフランス語と指定され、第二外国語を設置しない場合も認められた。さらに、1894年の「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正では、第二外国語が学科から削除され（内閣官報局1912：308）、第一外国語（主には英語）の授業時間数は増加された（文部省1972：128；内閣官報局1912：52）。このような法規等の制定・改正が示すように、全国の尋常中学校で提供される外国語はほぼ英語のみで、ドイツ語・フランス語が教えられている中学校は全国的には極めてまれという状況であった。

1886年には「高等中学校ノ学科及其程度」も制定された。なお、当時の「中学校令」では中学校を高等と尋常の二段階に分類していたが、1894（明治27）年の「高等学校令」で、高等中学校は高等学校になった。学科は次のように定められた〔下線は筆者の加筆〕。

第一條 高等中學校ノ學科ハ國語漢文第一外國語第二外國語羅匈語地理歴史數學動物植物地質鑛物物理化學天文理財學哲學圖畫力學測量及體操トス
 第一外國語ハ通常英語トシ第二外國語ハ通常獨語若クハ佛語トス
 （文部省令第十六号；官報899号）

「高等中学校ノ学科及其程度」のなかで、第一外国語は通常英語、第二外国語は通常ドイツ語またはフランス語と定めたことと連動しての結果であろうが、文部省は、第一高等中学校での第一外国語を英語と定めると報告した（1886年12月28日読売新聞⁴⁾）。記事によると、1891（明治24）年7月入学試験から外国語を英語のみをもって生徒を募集することとなった。つまり、それまでであったフランス語やドイツ語による受験ができなくなったのである。1888（明治20）年から1890（明治23）年はそれまで通り英語、フランス語、ドイツ語により生徒を募集するが、1891（明治24）年以降はフランス語やドイツ語では入試を受けることができなくなり、尋常中学校におけるフランス語やドイツ語の弱体に拍車をかけたと考えられる。なお、1891（明治24）年以降の入学生については医学部を志望するものや法律学科に入学を希望するものを対象に、他の時間を減らして第二外国語（ドイツ語もしくはフランス語）の時間を増加することで対応する旨が報告された。

また、1888（明治20）年には、「兼テ其豫備ノ學科ヲ教授スル學校即チ府縣尋常中學校及諸私立學校等トノ聯絡ヲ親密ニセンカタメ」という目的のもとに「第一高等中學校生徒入學ニ關スル方法及試業細則」が定められた（官報1502号1888年7月3日：4-6）。その細則は、入学学力試業の学科を定めており、第一期、第二期、第三期とある試験期のうち、第一期、第二期で「第一外国語」が入っている。「第二外国語」はなく、第一期の「第一外国語」は「作文（和文歐譯）と筆頭譯解（歐文和譯）」、第二期の「第一外国語」は「讀方、會話、口頭譯解（歐文和譯）」となっている。1886年には「尋常中學校ノ学科及其程度」で、第一外国語は通常英語とされ、同じく1886年に、第一高等中學校では「第一外国語」を英語と定めたので、この「第一外国語」は基本的には英語を指していた。

尋常中學校で教えられる外国語と言えばほとんどの場合が英語であるという英語一極集中に、高等中學校の入試の変更により拍車がかかるなかで、尋常中學校でドイツ語を提供するべきだという意見が教育関係者から出され、第三回高等教育會議にて、関連の諮問案「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」が提出された。

3. 諮問案から建議へ

3.1. 第三回會議諮問案：英語に限るべきか

第三回會議は1899（明治32）年4月17日から4月25日に行われた（高等教育會議決議録）。速記録（文部省1903）によると、文学博士の加藤弘之を議長とし、澤柳政太郎、山川健二郎ら41名の議員が出席した。第三回會議の諮問案第八「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」には次のような理由と三点の参照資料が添えられた（第三回會議決議録）。

3.1.1. 諮問案理由

「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」という問題を諮問案として出した理由は次のように説明された。一・二の私立学校を除くと中學校における外国語は英語となっているが、ドイツ語・フランス語の使用範囲が限られているわけではない。一つの学校に英語のほかにドイツ語またはフランス語を併置して選択制にする、あるいはこれらの外国語をそれぞれに教える中學校を設けるということの得失を議論する必要がある。この方針を定めておかなければ、教員の供給という点で問題が生じると指摘した。

3.1.2. 諮問案参照資料

参照第一が「尋常中學校ノ外國語ニ獨逸語ヲ採用スルノ議」、参照第二が「各高等學校所在地ノ尋常中學ニ於ケル獨逸語ニ關スル建議」、参照第三が「大臣閣下、次二鄙見陳述仕候ニ付御一覽ノ榮ヲ賜り度希望仕候」であり、会議資料として、議員が確認していたものである。

「尋常中學校ノ外國語ニ獨逸語ヲ採用スルノ議」は、加藤弘之が、獨逸学協会学校長として文部大臣尾崎行雄宛てに1898（明治31）年10月に提出した文書である。加藤は8つの項目に分けて以下のような根拠を説明した（第三回会議決議録：142-147）。

1. 高等な學術を学ぶためにはドイツ語が必要である。医科大学、ドイツ法科、ドイツ文学科等に入る者は、高等学校大学予科においてドイツ語を履修すべきだとしている。
2. 現在の尋常中學校は大学進学準備をする機能があると考えられる。大学では必要上ドイツ語が使用され、その予備校である高等学校大学予科においてもドイツ語を教えている。その前段階の尋常中學校の外國語にドイツ語を採用することは当然である。
3. 文部省の規定によれば、尋常中學校の学科課程における外國語は英語若しくはドイツ語と定められているが⁵⁾、全国の尋常中學校でドイツ語を採用し始めるところはない。大学および高等学校大学予科の学科組織に適應しておらず、系統上の連絡を欠いている。
4. 大学でのドイツ語の必要性は増しており、前述の規定があるにも拘わらず、全国の尋常中學校では英語のみが教えられ、ドイツ語の提供は獨逸学協会学校と一・二の私立尋常中學校に任されているのみである。外國語の選定を各學校の任意として文部省が関与しないとすが、大学では必要であり、高等学校大学予科においても課している状況であるから、尋常中學校でドイツ語を採用されるよう文部省は奨励すべきである。
5. 高等学校大学予科のドイツ法科やドイツ文学科⁶⁾にドイツ語を学んだ生徒を募集しようとしても集まらず、やむを得ず英語を学習した生徒を募集し、入学後の3年間でドイツ語を速習することとなっている。第一高等学校以外の地方の高等学校第三部（医科）でも同様の事態となっている。ドイツ語を学んだ生徒が入学できるのは第一高等学校のみで、これらの生徒が進学の範囲を非常に狭められることになり、そのため、修学者数が減っている。

6. 今般開設された尋常中学校長会議にて第一高等学校第三部（医科）に入学する生徒をドイツ語の生徒に限らず、英語の生徒も可とする議決となったと聞く。英語を勉強して入学後にドイツ語を学ぶものも、ドイツ語を勉強して継続してそれを学ぶものも、医科大学にあたっての成績は変わらないこと、そして、東京の高等学校と地方の高等学校の入学試験科目は同様にすべきであることが主な根拠となっていた。しかし、ドイツ語という語学力に関連して、5年間の基礎学習のうゑに3年学ぶのと、3年間だけ学ぶのでは、両者が同等の学力に至ると結論付けるのは理に適ったものではない。医科大学において成績が同じであると言うものの、英語からドイツ語に転学した学生を大学に入学させてからは日が浅く、その結果を判断するには時期尚早である。
7. 国民を挙げて一種類の外国語に偏るのでは、教化上大きな影響を及ぼし憂慮すべき結果に至る可能性がある。英語を奨励すると同時にドイツ語・フランス語などの発展を図ることが国家教育上採るべき方針である。
8. 我が国の文化文明発展のためにドイツ語が必要であるにも拘わらず、衰退していく状況であるのは大変遺憾である。英語生転学法のような対処法は一時的なものとして年限を定めて実施し、いずれは廃止すべきである。地方の高等学校においても第一高等学校と同じようにドイツ語を学んだ生徒が入る道を設けるべきである。尋常中学校に二種を設け、一つは大学予備とし、そこにドイツ語を加えることが最良と考えるが、それが実施困難であれば、現在ある尋常中学校に英語とドイツ語の両方を設置し、生徒の志望に任せて選択させるようにすべきだ。経費上の理由で提供が難しいのであれば、当分の間は、各府県において一校、もしくは複数の府県に一校はドイツ語を教えるところを用意するよう規定すべきである。特に高等学校所在地の尋常中学校のようなところは少なくともその一校にドイツ語を入れる旨の規定を設けることが必要であると考え。

参照第二の「各高等學校所在地ノ尋常中學ニ於ケル獨逸語ニ關スル建議」は、発議者・緒方正規、賛成者・小金井良精と井上哲次郎の三名によって、高等教育会議議長の加藤弘之宛に1898（明治31）年10月に提出されたものである。発議者の緒方（東京帝国大学医科大学教授医学博士）は、医科大学が明治初年以來ドイツを模範としており、学生は予科においてドイツ人教師のもとで学んだうゑで本科に進むが、学生間のドイツ語力に差があり、またドイツ語力が不足している者も多く、教師が授業で使うドイツ語の理解ができずに医学が学べないばかりか、日本の医学の発達を阻止していると指摘し

た。問題は、尋常中学校からドイツ語を学んだ者、中学校終了後に1～2年ドイツ語を学んだ者、そして、全くドイツ語を学ばずに高等学校大学予科第三年（医科）に入学する者の三種類の入学者がいる状況に起因する。「将来醫科大學學生ニ専ラ獨逸語學ノ力ヲ發達セシメサルヘカラストス」（同決議録：148）とし、医科大学の学生にドイツ語の力を身に着けさせるためには、医学志望者に対して、高等学校大学予科第三部においてドイツ語の授業をするだけでなく、「高等學校大學豫科ノ設ケアル土地ノ尋常中學校一校ニ必ス獨逸語學ヲ設備シ志望者ニ充分獨逸語學ヲ授ケ以テ醫學學生ノ獨逸語ヲ發達シ益々我醫學ヲ進歩セシメラレンコト」（同決議録：148）を建議した。

第三の参照資料、「大臣閣下、次ニ鄙見陳述仕候ニ付御一覽ノ榮ヲ賜り度希望仕候」は、法科大学教師の「ドクトル、レンホルム」（同決議録：155）が明治32年4月8日付で文部大臣樺山資紀宛に送った意見書である。東京帝国大学編（1932：208）によると1890（明治23）年9月から1911（明治44）年9月に外国人教師としてドイツ法を担当した「エル・エス・レーンホルム」の名があるが、それがこのレンホルムであろう。レンホルムは、文書冒頭で医科大学入学志望の生徒を対象としたドイツ語教育が問題となっている点に触れつつ、法学の発達においてもドイツ語が必須であると強調している。文書では以下の点を指摘している。

1. 日本の法律はドイツの法律を基礎として作られていること、法律に関する日本語の書物は数が限られていること、英国の法律書は趣旨が異なりその主義も陳腐であるため、日本の法律を研究するにあたっては不適當であること、日本の法律と同一の主義を基礎とするドイツの法律に関してはドイツ語の参考書物が充実していることなどから、日本の法学発展のためにドイツ語教育は非常に重要である。
2. 学生がドイツ語を解さないということは、大学の授業上も不利益が生じる。ドイツであれば法学生は1週間に8時間から12時間の講義を聴聞するが、日本の法学生は週に25から30時間も受ける必要があり、そこにドイツ語力の問題が関係している。
3. 以前は第一高等学校の生徒のみがドイツ法科に入ってきたが、仙台、熊本、金沢等の学生も入学するようになった。これらの学生は勤勉・優秀であるが、その大部分が十分なドイツ語力を有せず、レンホルム自身が講義において日本語を使用する必要がたびたびあり、講義の進行や範囲に支障・制限がある。
4. 以前の学生は、入学前にドイツ語を8年あるいは少なくとも5年は学習していたが、現在の学生は中学卒業後に3か年学習するのみであり、語学学習に最も適切な幼

年時代を過ぎてからの学習となっている。

5. 英語は通商や貿易には必要な言語であるが、科学研究には不適當である。将来目的とする学科に全く必要のない英語の学習に時間を割くのは日本の教育法の一大欠点である。
6. 中学校卒業後に実業や技術的事業に従事しようという者、例えば商人、銀行家、工業家には英語を教え、将来、医学・法学・哲学・及び博言学（言語学）等を研究したいという者にはドイツ語を教えることが必要であると考えられる。
7. 5年あるいはそれ以上英語を学んだうえでドイツ語に転学した生徒はドイツ語を十分に身に着けることはできない。将来自分が教える生徒が中学校からドイツ語を学んだというのでなければ、日本のために優秀な法学者を養成するというレンホルム自身に課せられた目標が達せられないことになる。

以上の第三回高等教育会議の資料はすべて、尋常中学校において外国語にドイツ語が採用されるよう促す必要があると主張している。また、加藤が尾崎文部大臣宛に送った文書では、8番目の項目にあるように、学校系統に関連した具体的な方法が提案されている（原文は以下の通り）。

尋常中學校ニ二種ヲ設ケテ大ニ豫備トシ之ニ獨逸語ヲ加フルヲ以テ最モ良法トナセトモ若シ此方法ニシテ實施シ難キ事情アリトセハ先ッ現今存在スル尋常中學校ニ英獨兩國語ヲ並置シ生徒ノ志望ニ任セテ其一ヲ選ハシムルコトスヘシ（同決議録：146）

以上三点の参照資料が添えられた本諮問案「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」に対して、湯本武比古がこの案をいったん撤回して成案を再提出するべきだという動議を出した。

3.1.3. 諮問案撤回の動議

湯本の動議は、4月20日午後開催の会議での発言である。湯本は、「一體其事柄ニ付イテハ吾々大ニ賛成スル所デ、昨年ノ會ニ於テモ議員中ヨリ建議ヲ出シテ居ルノデアリマスカラ、誠ニ宜イコトト思ヒマス」（第三回会議速記録：128）と述べる一方、前年にも外国人に学校を許すべきかどうかという件で文部省が一定の案をそろえずに討論問題として高等教育会議に提出したが、結局は曖昧な結果に終わった例を挙げ、具体的な

案にして提出すべきだと主張した。湯本は、高等教育会議議員が前年に会議(議長宛て)に提出した建議(参照第二「各高等学校所在地ノ尋常中學ニ於ケル獨逸語ニ關スル建議」)の主旨に賛同しながらも、「限ルヘキヤ否ヤ」ト云フヤクナ…討論問題」(同速記録:130)を高等教育会議の場に出すべきではなく、文部省が高等学校長や直轄学校長、あるいは中学校長を集めて意見を聞くような内容であり、高等教育会議には、より具体的な案を出すべきだとしている。

会議では、湯本の意見を支持して、隈本有尚が発言した。隈本有尚は、この問題は学校系統問題と同じであり、中学校学科課程の編成上に大きく関連するもので、「中學校ヲ幾ツニシタガ宜シイカ、幾種ニシタガ宜シイカト云フ問題ニナルト私ハ考ヘマス」「一種説二種説ト云フ重大ナ問題ト聯關致シテ居リマスカラ、此際議スルノハ甚ダ危険デアル」と指摘し、当局者は中学校の学科課程の編成の立案があるならば、それを提出すべきであると意見し、今回の諮問からの撤回を提案した湯本案に賛成した。その後、議長は「速ニ此會議ニ於テ成案トシテ御出シナサレト云フ所ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス」(同速記録:132)として、その結果賛成多数でこの事項を諮問案から撤回することとなった。

なお、湯本の提案に対して、文部省専門学務局長として出席の上田萬年が反駁している。上田は、文部省は英語・ドイツ語・フランス語の設置を許可しているが、高等学校に進学するには英語を学習すればよく、ドイツ語・フランス語の語学の発達がなされなればかりか、教員養成にも影響を与えることになるが、このような状況が「日本ノ中等教育又大學教育ノ上ニ聯關シテ果シテ完全ナルコトトスルカ、或ハサウデナイトスレバ特別ノ法ガアルカ、是ハ高等會議ニ於テ大學校中學校ニ居ラレル諸君又其他ノ専門教育ニ關係ノアル諸君ノ熟考ヲ煩ハシテ」(同速記録:129)意見を伺いたいと述べた。ドイツ語・フランス語を一つの中学校に併置するべきか、あるいはドイツ語だけの中学校、フランス語だけの中学校とするべきか、といった具体的な内容を審議すべきだと主張し、「日本ノ中學教育ニ於ケル語學ノ方針ハドウアツテ宜イカト云フコトヲ御定メ下サル事ガ出来ヤウト思ヒマス」(同速記録:129)と、議論の必要性を強調した。文部省が高等学校長、直轄学校長、もしくは中学校長等に意見を聞くべきであり、高等教育会議議員が議論する類の事項ではないと指摘した湯本武比古に対して、上田は学者だけが議論すべき問題ではなく、国家の教育に諸般で関係する者が一堂に会した高等教育会議で議論すべきであると主張した。

一方、この議論において、加藤弘之はあくまで議長として、この案を諮問に入れるかどうかの議論の集約に徹しており、発言はしていない。しかし、独逸協会学校の校長と

して前年度に文部大臣に宛てて加藤自身が書いた意見書は会議資料となっており、加藤のドイツ語教育に対する考えは、会議出席者に提示されていた。

上田はドイツに留学しその言語政策にも影響を受けたとされるが、言語学者の立場から外国語教育の方針を考える重要性を指摘し、また、加藤は、全国民が一外国語に傾倒することの危険性を指摘するなど、外国語教育の在り方を議論する必要性を認識しているが、湯本武比古や隈本有尚には、その重要性や必要性が伝わらなかった。むしろ、学校系統問題と関わる課題であるとの認識が、彼らに慎重な姿勢を取らせた。湯本と隈本は、当時、学校系統および学制改革の議論に深くかかわっていた。「尋常中學校ニ二種ヲ設ケ（る）」ことを提案の一部に含めた加藤弘之の意見に敏感に反応したのは、この学校系統問題が深く関わっているためであり、その点は本稿5章で考察する。ここでは次に、第六回高等教育会議における建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」の内容を検討する。第三回会議で一旦撤回された諮問案に関連する事項が再び高等教育会議の壇上に上がってきたのがこの建議である。

3.2. 第六回会議建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」

1901(明治34)年第六回高等教育会議で、「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」が建議として可決された⁷⁾。その内容は、1898(明治31)年に緒方正規が高等教育会議議長加藤に宛てて出した建議文書がもととなっている。第三回高等教育会議の諮問案の資料参照第二として用意されたものだ(本稿3.1.2.参照)。医学に携わる者のドイツ語能力を高めることの必要性を説いたその文書の大きな変更点は、以下に示す文書の最後の部分である(下線と強調は筆者による)。

[明治31年緒方發議の建議文]

……高等學校大學豫科ノ設ケアル土地ノ尋常中學一校ニ必ス獨逸語學ヲ設備シ志望者ニ充分獨逸語學ヲ授ケ以テ醫學學生ノ獨逸語ヲ發達シ益々我醫學ヲ進歩セシメラレンコトヲ茲ニ建議ス

[明治34年第六回會議決議の建議文]

……道廳府縣立中學校ノ各一校ニ可成英語ト獨逸語トヲ併置シ志望者ニ充分獨逸語學ヲ授ケ以テ醫學ヲ修ムル者ノ獨逸語ヲ發達シ益々我醫學ヲ進歩セシメラレンコトヲ望ム

1898年から1901年の間に、「中学校令」は改正され、尋常中学校は中学校と改称された。下線部は、それを受けての変更である。一方、「獨逸語學ヲ設備シ」が「英語ト獨逸語トヲ併置シ」と変更された背景には、中学校における外国語に関する議論がさらに行われたこと—第五回高等教育会議にて中学校の学科目改革案が議論されたこと—が無関係ではないだろう。この点は本稿6章で考察する。

3.3. 諮問案および建議の影響

第三回の高等教育会議での諮問案、そして、第六回のドイツ語に関する建議を受けて、文部省が全国的に各道府県の中学校一校に英語とドイツ語を併置するという対応を取ったことを示す資料は確認できない。高等教育会議の決議を文部省が受け入れなかった例（「法制及経済」の取り扱い：本稿6章を参照）があり、本建議も具体的な政策に反映されることはなかったと推察される。

しかし、ドイツ語に関する建議の影響を受けての措置とみられるものに、1902（明治35）年の「東京府立第一中學校の獨逸語加設」（『教育時論』607号1902年2月25日：38）がある。高等教育会議での議論の影響を受けた可能性のある措置として重要であるので、少し長いがここにその記事を引用する。

同校にては、從來外國語は英語のみなりしが、世の進運に伴い、高等普通教育を卒へ、更に高等専門の學校に入らんとするもの、特に醫學、文學、法學を攻めんとするものには、豫め獨逸語を學習するの必要、年一年に迫れるが如くなるを認めれば、來學年即來四月より、一年級五組の中、三組は從來に依り、他の二組を獨逸語とし、將來年を逐ひて漸次五學年まで設け、獨逸語を外國語としての卒業生を出すべき豫定なりと、尚英獨二語を兼修すること、及一方より他へ轉ずることは許さざる方針なりと。

因に記す、從來高等學校第三部に於て、生徒を募集するに當り、各地方高等學校は、英語を試験して採用せしも、第一高等學校に於ては、中學校卒業生に二年間の猶豫を與へ、獨逸語を學習せしめて之を採用せしが、第一中學校が、右の改正を爲したるに就いては、其卒業生は第三部には、直ちに入學するを得ること、なるべく、又將來は第一部に於いても、獨逸語生を要すべきこと明らかなれば、該科は頗る有望なるべし。

つまり、記事によると、英語とドイツ語の両方を学習するという選択肢は許可されな

かったが、ドイツ語を学ぶクラスを用意し、その生徒が第一高等学校に進学する際に有利になるような措置が取られることとなった。当時、高等学校第三部の入試において、各地方の高等学校では英語が採用されていたが、第一高等学校では中学校卒業後に二年間ドイツ語を学ばせたうえで入学させていた。しかし、今回の第一中学校における措置により、中学校卒業直後に第三部（医科）に入学することが可能になった。さらに、第一部（法科・文科）においてもドイツ語が必要になっていくため、今回の措置がドイツ語履修生に有益になると考えられた。

以上、英語に限るべきかという議論からドイツ語に関する建議、そしてその影響を検討したが、この展開の背景要因に外国語を学ぶ目的と学校系統問題がある。これらの要因から考察を進める。

4. なぜ外国語を学ぶのか

第三回会議の諮問案の参考資料において、ドイツ語の必要性が強調された。そこで重要なのは「なぜ学ぶ必要があるのか」という論点である。

高等教育における教育、特に法学や医学の分野ではドイツ語が必要とされた。文部省が東京大学（1886年に帝国大学）に対し教授言語の日本語化を上申したのは1883年で、英語での入試や授業が主であった状況から日本語へと転換が図られるのだが、同時にその上申書にはドイツ学の振興が盛り込まれていた（井上1969：769-771）。1881年には東京大学の文理両学部でドイツ語が必修とされていたが、1887年法科大学においてもドイツ学が影響を強め、ドイツ語教育が強化され、その一方フランス語教育が弱化していった時期である（井上1969；東京大学1984）。政治とドイツとの関わりが強かったであろうが⁸⁾、当時東京大学総理であった加藤弘之の主張は学術上の必要性であった。

加藤弘之の論考「英語と獨乙語とハ其擇ふ所の精神自ら異ならざるを得ず」が『加藤弘之講論集』に収録されている（加藤1891～1899：第一冊217-222）。加藤は、世界における英語の使用状況に鑑みると、日本と世界各国との「交通往來を盛にせんと欲せハ務めて英語の學習を奨勵して英語を話し英語を解する者一人にても増加する様」（同：219）にするべきだとしつつも、「学術上の點より云へは蓋し獨乙語を以て英語よりも更尔一層必要とせざるを得ず」（同：219）とし、高等學術の點からすると、英仏語よりもドイツ語が重要である。一方で英語・フランス語を学ぶことも日本にとって利益であり、「今日の學者たる者は必ず右の三國語〔英語・ドイツ語・フランス語〕を學はざるへからざるなり」（同：222；括弧内は筆者の加筆）と論じた。

また、1900年、『太陽』の紙面で、加藤弘之は当時の学制改革同志会の改革案に疑問を呈しているが、その文面に外国語教育を重要視する加藤の姿勢が反映されている。加藤が批判する改革案は、学制研究会会長長岡護美（貴族院議員）と帝国教育会会長辻新次（同前）が主唱して結成した学制改革同志会の案で、大学卒業までの修業年限を短縮し教育内容を全般的に削減することだった（米川1992：77）。加藤は、日本は自国語を使用して高等教育機関で学ぶことができる欧州諸国とは異なり、中学から大学に入るためには外国語の素養が十分になければならず、外国語の力がなければ一つの専門学科を理解することもできないと指摘した。そのために、学問を修めるにあたり欧州に比べて多くの労力と時間が必要であると主張した。さらに、日本語と欧州の言語が全く異なる種類であり、習得に時間がかかり、加えて自国の言語や文字でさえ他国に比べて困難であるとし、大学卒業までの修業年限の短縮は現実的ではないと非難した。

中学校から直接に大学に進学するという案に対しても、国の実情に鑑みれば、その案は愚策であるとし、次のように述べた。

……我が大學は外國語に依て成立せるものと云はざるべからず假令講義は日本語を以てするも一二の外國語を解せずしては到底参考書の讀む能はざる次第なれば今中學より直に大學に進入せんには、必ず一二の外國語に十分熟達せざるべからざるは明白なる事實なり（加藤1900：2）

加藤は、大学で通用する外国語運用能力を中学でつけることができないと指摘し、大学に入るにあたっては大学予科学校で外国語を専ら学習すべきであると主張した。一方、改革案に含まれた大学の案を批判しつつも、大学以外に専門学校を設置し、中学校から直接に連絡する制度として充実させることを支持し、専門学校については「大學程に外國語の熟達を要せざるが故に、中學より直に連絡するも、決して不都合はあらざるなり」（同：3）と述べた。本記事掲載は1900年だが、その前年の1899年に「中学校令」が改正された。次章で説明する通り、中学校は高等普通教育を目的とすることになったが、そのような中学校教育では外国語の学習が及ばないため高等教育へ直接つなげることはできないという指摘だ。

理学・工学・医学・文学において質の高い専門教育を高等教育で維持するためには外国語が不可欠であり、その外国語は加藤の指摘した英語・ドイツ語・フランス語であった。加藤（1891～1899）は、カトリック司祭ヨハン・マルティン・シュライエル（Yohann Martin Schleyer）が考案した人工言語ヴォラピュクが容易に普及するとは考えられず、

各国との交流には英語が全世界で使用されるであろうと述べ、英語学習の重要性を指摘しつつも、高等教育におけるドイツ語の必要性を強調した。「世間の學士論者」(同：220)はドイツの無自由圧制への批判から学問を輸入することが不利であるというが、加藤はそれに対し、政治と学問は関係がないとし、「英米兩國の人民か最も自由を愛し最も壓制を惡むものなるとは申す迄もなき」(同：221)ことながら、英米からドイツに留学する学生が少なからずいると述べ、ドイツの学問の質の高さとドイツ語の必要性を強調した。独逸協会学校の校長として文部大臣宛に「尋常中學校ノ外國語ニ獨逸語ヲ採用スルノ議」とした建議を提出した加藤のドイツ語教育やドイツの学問に対する姿勢が表れている。

外国語を学ぶ目的には、(1)「交通往來盛にせんと」(加藤1891～1899：219)するため、つまり、他国との外交上あるいは商業上のやりとりを行うため、(2)学術上の専門知識の輸入という二点が考えられるが、ドイツ語は特に後者の目的に必要とされ、富国強兵や文明開化を進めるために不可欠であり、国家を担っていく人材が必要とする言語という役割を与えられた。外交や通商の役割が大きいとされた英語に関しては、大衆(国民)教育の一環とするべきかの議論が当時すでになされていたが、ドイツ語に関しては、そのような議論に至ることはない。

英語に関しては、明治後半期、小学校あるいは高等小学校で加設科目として設置が認められており(田中1988)、1887(明治20)年から1891(明治24)年ごろにはすでに大半の高等小学校で英語が課されていた(江利川2006)。明治期の小学校英語科では実用英語が重要視されたが、その背景には他国との条約改正に伴い外国人の内地雑居の可能性が考えられたことがあり、国家社会からの要請として少しでも多くの日本国民が簡単な会話程度はできることへの期待があった(松村1988：186)。言い換えれば、大衆教育の小学校で英語が導入された根拠には、他国との外交上・商業上の交流における英語の役割が重視されたことが挙げられる。

松村(1988)によると、実用英語を目的とした小学校英語は中学校の英語教育とは異なっていた。中学校以降の外国語教育は、学術知識の輸入と直結し、高等教育を受けるうえで必要な言語という位置づけがあった。しかし、普通教育が目的となった中学校において英語の必要性が受け入れられた⁹⁾のは、英語教育の目的の二層性が起因していると考えられる。つまり、高等教育に必要な言語であるとともに、大衆にとっても必要であるという考えが広く認められていたためだと言える。明治中・後期には小学校における英語が必要かどうか、その存廃論が『教育時論』などの雑誌上でなされるが(松村1988)、言い換えれば、議論になるほどに大衆教育に英語が進出していたということで

ある。そのほかの外国語は大衆教育における必要性が議論なされることはなく、ドイツ語に至ってはあくまで高等教育に必要な外国語と位置づけられた。

フランス語は他国との交流及び文明の輸入という目的の両方にまたがる位置づけがなされた。ヨーロッパでの使用状況や幕末からの流れからその役割が認められたが、明治後半には、ドイツ語を推進する論者が、例えば第三回諮問案参照資料第一のように英語以外の言語としてドイツ語と合わせてその必要性に言及した。明治政府が派遣留学生を送る先はドイツが多く¹⁰⁾、ドイツの政治思想に傾倒していった明治政府（井上1969：763-764）のもとでは、フランス語に比べてドイツ語が重視された。

高等教育会議では高等女学校令についての議論もなされ、それを受けて1901（明治34）年に制定された「高等女学校令施行規則」では科目の説明に「外国語ハ英語又ハ仏語」（第一条）と示された（文部省1972：138）。高等女学校の外国語は随意科目であり、外国語にドイツ語が含まれなかった背景には、帝国大学へ進学して高等教育を受ける道が当時女子には閉ざされており¹¹⁾、前述の外国語の目的のうち、（1）他国との交流、そしてそこから派生する教養の涵養ほどに（2）の学術的な知識輸入を女子教育において重視しない姿勢があったと言えよう。高等女学校における外国語にドイツ語が加えられなかったことは、裏を返せば、ドイツ語教育の目的があくまで文明の輸入にあり、現在の教養教育が意味するような、世界に関する一般的知識を広める・深めるといった目的（フランス語には認められたのであろう）は重視されなかったことを意味する。そのために、普通教育に必要な教科目であるかどうかは英語のように議論されることはなく、無論必要と位置づけられることはなかった。

5. 学校系統問題

ドイツ語を学ぶ理由を学術上の価値に見いだし、高等教育を受けるために必要であるとの位置づけを与えると、ドイツ語教育と中学校の目的との関連性が問題となる。学校系統問題が中等学校諸制度の整備・確立のなかで議論されるが、そこでは中学校の目的が問題となった。本章では、湯本武比古が深く関与した学校系統問題がどのような議論を経たのかを確認し、第三回会議の諮問案が撤回され、さらには第六回会議での建議内容にしか至らなかったその背景を考察する。

1898年、第一回目の中学校長会議を控えた8月22日に、文部省内に「学校系統調査会」が設置された。文部省勅任参事官の高田早苗が委員長、戸水寛人・上田萬年（東京帝大文科大学教授）・沢柳政太郎（第一高等学校長）・野尻精一（文部省視学官）・福原鎌二郎・

正木直彦が委員に任命された¹²⁾。湯本は委員ではなかったが、米田（1992：53-57）はこの調査会で検討された学校系統案の一つに湯本のものがあつた可能性を指摘している。そのころ、湯本は、自らが主宰する『教育時論』の誌上で、学制改革論に関する議論を繰り返していた。

学校系統調査会では、中学校が大学への予備教育か、あるいは中等階級として社会を担うべき人材の育成として前者とは区別すべきか、つまり、単線型にすべきか複線型にすべきかを検討した。その問題は全国尋常中学校長会議に委ねられた。1898（明治31）年9月15日開催の校長会議で、二種の中学校を設けるべきかが諮問され、その可否等の採決の結果、「非分離」が多数を占めた（教科書研究センター編1984：15）。米田（1992：60）は、その採決の結果を、「当時の中学校長はほとんど帝大出身であり、彼らの多くが菊池〔文部大臣〕と発想を同じくしていたのであろう」（括弧内は筆者が加筆）と考察している。菊池文部大臣は、高等普通教育を充実させるべきで、進学予備教育は高等普通教育終了後にあるものと位置づけていた。

中学校単線型・複線型に関わる議論は、1898年10月開催の第二回高等教育会議でも紛糾する。会議には、「学識アル者又ハ教育事業ニ関歴アル者」として、伊沢修二・長谷川泰・湯本武比古・島田三郎ら学制研究会所属の議員が出席していた（米田1992：63）。前述の全国尋常中学校長会議では、中学校のカリキュラムの基本方針にかかわるそのほかの項目とともに案がまとめられ、「中学校令」改正に関する文部省案（諮問案第三「中学校令」）として高等教育会議に提出された（米田1992：58-63）。さらに、諮問案第七として「学校系統案」も提出された。学校系統案は、小学校、中学校、大学等の学校の修業年限や入学程度等を規定しており、中学校については、「中學校ハ高等普通教育ヲ施スヲ以テ本旨トス」（第二回会議決議録：67）と、「中学校令」案の規定内容を示し、その説明の件で、大学に入るための準備は中学校を卒業した後に大学予備校で行うもの（同決議録：70-71）としている。

しかし、この学校系統案には参考付録が添えられた。参考付録は、学制研究会長の長岡護美が研究会長の名で文部大臣尾崎行雄宛てに提出した建議文である。そこでは、中学校を（甲）高等普通学校と（乙）高等予備学校の二種に分けることが提案された。理由は、「中等人士タルノ教育ヲ完成スルト高等教育ノ豫備ニ資スル教育トハ兩立ス可ラサルニヨル」（同決議録：84）とし、例えば、甲の学校では広く学科の初歩を教え、乙の学校では学科の数は少なくし、最初は外国語・和漢文・数学などにより多くの時間を割くことを提案した。また、中学という名称が一種の教育を完成する場合には不適當であるとして、高等という言葉が入った名称を提案している。第1図が、学制研究会の提

| 年齢 | | | | | | 年齢 | |
|----|----------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|--------|
| 23 | | | | | | 各 分 科 大 學 | 23 |
| 22 | | | | | | | 22 |
| 21 | | | | | | 高 等 師 範 學 校 | 21 |
| 20 | | | | | | 高 等 專 門 學 校 | 20 |
| 19 | 師 範 學 校 | 女 子 高 等 | | | | | 高 等 |
| 18 | | | 中 等 專 門 學 校 | | | | 豫 備 |
| 17 | | | | | | | 17 |
| 16 | 高 等 | 師 範 部 | 女 子 | 中 等 普 通 學 校 | 師 範 學 校 | 學 校 | 16 |
| 15 | | | | | | | 15 |
| 14 | 簡 易 實 業 學 校 | 女 子 | 學 校 | | | | 14 |
| 13 | | | | | | | 13 |
| 12 | | | | | | | 12 |
| 11 | | | | | | | 11 |
| 10 | 小 學 校 | | | | | | 10 |
| 9 | | | | | | | 9 |
| 8 | | | | | | | 8 |
| 7 | | | | | | | 7 |

第1図 学制研究会提案の学校系統図：第二回高等教育会議（1898年）提出
（出典 第二回會議決議録：94）

案した諸学校系統図である。

学制研究会の案は中学校制度の複線化を意図していたが、現行の単線型の学校制度体系を存続させる意見とで議論は紛糾した。會議決議録には「本案ハ會期切迫シ議了ニ至ラス」（同決議録：66）と記載され、赤線で強調されている。高等教育會議では、伊沢や湯本は複線型を支持したが、隈本は外国における二種論の実施が未だ試験中であることを指摘し、それを日本で実施するのは軽率であるとして単線型を支持した（米田1992：67）。

また、『日本』1898年10月20日「高等教育會議餘録（第十二日）」が、伊沢と菊池が意見を衝突させ、伊沢は二種論を強く支持したことを報告している。「伊澤氏最も諤々頻りに現今の中學教育の不振を云々し、外國語の力無きを罵り、高等教育豫備として到底別種の中學校を特に設立せざる可らざるを極言す」とある。しかし、最終的には、高等普通教育と高等教育予備の二つに分けるという中学二種論者の案は却下された。

一方、中学校令改正案は可決され、それを受け、1899（明治32）年に「中学校令」が改正され、中学校の目的は「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」と規定された。「従来の中学校の二重目的の問題性や中学校二種化論を一応検討した」うえで規定され、上級の学校への準備としての機能よりもまずは「高等なる普通教育」を重視した菊池文部大臣の意向が現れたものとなった（教科書研究センター編1984：15）。また、この改正

で尋常中学校は中学校と改称された。米田（1992：66）は、文部省が学校系統調査会を設置し、学制改革論議に自ら火をつけたものの、予定通りに「中学校令」等を施行するためには、現行の学校制度体系を当分存続することについて承認を得る必要があったと指摘している。

中学校の在り方に意見を異とする湯本と隈本であったが、中学校一種論（単線型）、二種論（複線型）について議論を戦わせた二人にすれば、加藤の提案した「尋常中學校ニ二種ヲ設ケ」という点を深く懸念したのは当然と言えよう。複線型を支持していた湯本から、本問題に関して具体的な案を示すべきだと発言があったのはもっともなものであった。

なお、第二回高等教育会議で学校系統に関して議決に至らなかったものの、1900年以降は学制研究会における議論も焦点が高等教育に移り、中学校については単線型の制度が前提とされるようになった（米田1992：80）。

その後の高等教育会議でも、中学校に関する事項は継続的に審議された。「中學校ニ關スル事項」は、第五回、第七回、第十一回で諮問されており、「中學校學科課程表ニ關スル件」が第六回、また、高等女学校に関する件など、そのほかの中等教育の法整備に向けた案件が各会議で審議された。そのようななか、「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」関連の案が湯本が提案したような具体的な案として高等教育会議に出されることはなかった。中学校二種論に関する議論が紛糾しながらも、文部省の意図する範疇に結論が収まったという過程を背景に、提供する外国語を軸とした学校系統案によって再び中学校複数種類論を会議において議論することは困難であると原案の提案者側が判断したためであろう。また、高等教育への門戸をより多くの国民に広げるべきであるという考えの在野の教育家湯本と帝国大学出身官僚の加藤の間には、教育制度に関する意見の違いが多く、彼らが中学校複数種類論者という点では意見が一致していたとしても、その具体的な施策について建設的な提案をともにまとめる方向へは進みようがなかった。

さらには、加藤弘之は1896（明治29）年1月13日に貴族院議長あてに提出された「外国語学校設立に関する建議案」（発議者：近衛篤磨・加藤弘之・山脇玄）に関わっているが、第九回帝国議会衆議院（1896年1月16日）では柏田盛文が発議者となって同様の建議案を提出しており（六角1989：167-169および帝国議会会議録）、外国語教育の充実が外国語学校において図られる見通しになったことも、高等教育会議における提案内容に影響を与えたと考えられる。

結果として、「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」について関連する案は具

体的な内容のものは提出されず、1901年の第六回会議に提出された建議案「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」につながるに留まった。

6. 第五回高等教育會議の議論

第三回會議提出の建議案が第六回會議提出の建議案に至った背景に、第五回會議における議論を無視することはできない。『教育時論』565号（1900年12月25日：31-34）で報告の「第五回高等教育會議」によると、第五回高等教育會議は、加藤弘之を議長とし、40余名の議員が出席した。本報告には、「諮問案の大要」のなかに「中學校令案」が挙げられている。同會議の決議録によると、諮問案に含まれているのは「中學校令案」ではなく「中學校ニ關スル事項」であるが、内容は同一である。つまり、1899年に改正された「中學校令」及び「中學校令施行規則」のさらなる修正が議論されたのだが、『教育時論』の報告によると、施行規則中学科目に関する論点は以下の通りであった。

外國語を英語と改め（是は名實を合したるものにて從來獨佛に憚り外國語としたりしも此際斷然英米の語のみを重んずることを明にせしなり）随意科目とし、又は之を缺くことを得しめ、英語に代ふるに獨佛語を以てするを得しめ、物理學博物學を單に理科とし、漢文及び習字を國語科の中にて教授し、（以上二個の改正は師範學校の學科亦然りとす）、簿記を削り唱歌を加へ（但し當分之を缺き又は随意科目とするを得）法制經濟科目を加へ（但同上）、英語を缺きたるときには實業要項を加へしめんとす（『教育時論』第565号：32）

外國語に関しては実情に合わせて科目名を英語とすること、それに代わってドイツ語・フランス語を可とすること、英語に代わって実業を追加することが提案された。議論の結果は、第五回會議決議録「中學校ニ關スル事項」の「学科目ニ關スルコト」に示されている。以下の通りであるが、取り消し線（決議録では赤と黒の二重線）は會議の議論を受けて修正加筆された部分（決議録では修正加筆内容を赤点線で強調：下記では点線部分）である（第五回決議録：189-190）。決議録に見るように、英米語を重視することを示すために外國語を英語と変更するという点は議決に至らなかった。また、實業要項を加えることが許可されるが、英語に代わって設置されるという条件は含まれず、外國語を随意科目にすることもなかった。

一、物理、化學博物ヲ理科ト改ム

二、漢文及習字ハ國語ノ中ニテ之ヲ教授ス

三、簿記ヲ削ル

○當分之ヲ缺クコトヲ得

四、唱歌ヲ加フ○但シ之ヲ缺キ又ハ随意科目トナスコトヲ得ルコトトス

○大意ヲ倫理、歴史及地理ノ中ニテ教授スル

五、法制經濟ノ○科目ヲ加フ但シ之ヲ随意科目トナシ又ハ當分之ヲ缺クコトヲ得ルコトトス

六、土地ノ情況ニ依リ随意科目トシテ實業要項ヲ加フルヲ得ルコトトス

なお、1901（明治34）年に文部省が制定した「中学校令施行規則」の第一条は以下のとおりである（下線は筆者による）。高等教育会議では法制經濟を科目として加えることは決議されなかったが、文部省は会議のその決議を規則改正に反映させず、科目として設定している。外国語に関しては、高等教育会議決議の通り、科目名を「外国語」から「英語」に変更せずに、また、三言語を第一・第二外国語の区別なく指定した。

中学校ノ学科目ハ修身、國語及漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制及經濟、図画、唱歌、体操トス

外国語ハ英語、独語又ハ仏語トス

（文部省1972：136）

1886（明治19）年の「尋常中学校ノ学科及其程度」では、第一外国語は通常英語とし、第二外国語は通常ドイツ語またはフランス語と指定され、第二外国語は農業と合わせてどちらかを設置しないことが許された。その後、1894年の「尋常中学校ノ学科及其程度」改正では第二外国語が課程から削除された。第五回高等教育会議では、名実ともに外国語を英語に一本化するという動きすらあったなかで、結果的に1901年の学科目には「外国語」として、しかも第一外国語、第二外国語の指定なしで英語・ドイツ語・フランス語の三言語が示された。

この決定に貢献したのは、第三回高等教育会議諮問案「中学校ニ於ケル外国語ハ英語ニ限ルヘキカノ件」においてドイツ語教育の推進を支持した議員であろう。第三回会議では諮問案から削除されるに至ったものの、議員が資料を目にし、英語以外の外国語の必要性の根拠が具体的に示されたことの意義は大きく、また、それを支持する議員の存在が、第五回会議において外国語から英語へ科目名を変更するという案を却下する原

動力となったと考えられる。一方で、英語がドイツ語・フランス語とは異なる位置づけにあることへの認識は、科目名を現実に合わせて「外国語」から「英語」に変更するという提案があった事実にも見られ、この認識に関する議論が、第六回会議の建議文「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」において「獨逸語學ヲ設備シ」ではなく「英語ト獨逸語トヲ併置シ」とされた背景にあったと言える。第三回会議では、英語に加えてドイツ語あるいはフランス語という場合以外にも英語ではなくドイツ語を教える学校やフランス語を教える学校を設置する意義を検討する意図があったが、第六回建議文の内容は、学校で英語の授業が提供されることは前提として、そこにドイツ語を加えるという提案内容になった。

7. 結論

第三回会議に提出された「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」の諮問案は、その会議では湯本武比古が具体案を示すよう提案し、結果として撤回され、その後、第六回会議の建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」につながった。しかし、建議は第三回会議で出された資料の一つを基にしたものに過ぎず、第三回諮問案の参照資料のなかで提案された内容を具体的に実施するための方法が示されたわけではなかった。外国語教育を基盤においた中学校学科課程の編成立案（例えばドイツ語を教える中学校、フランス語を教える中学校などの編成案）が提出されるには至らず、道庁府県の中学校の各一校に英語とドイツ語を併設するよう意見した建議につながったのみであった。この展開の背景には、外国語を学ぶ目的と、学校系統問題のなかで議論された中学校の目的との齟齬があった。言い換えると、高等教育会議で議論された中学校の目的論に鑑みると、第六回会議の建議以上の提案には無理があった。

外国語を学ぶことは高等教育に継続するために必須であったが、そのために、中学校から継続して外国語を学ぶ必要があるという主張は、中学校が高等教育の前段階であることを前提とした議論であり、中学校に高等教育予備教育を求めるものであった。しかし、高等教育会議や中学校校長会議における学校系統問題は、中学校に高等教育予備教育を求めるべきかどうかという点こそを議論的としており、最終的には、高等教育予備教育は目的に含まれず、高等普通教育こそを目的とすることに議論は集約されたのである。普通教育の完成を目指す限りは、高等教育予備教育の一環としての外国語教育を一般の教育課程に要求することには矛盾が生じることになった。

一方で、中学校段階でのドイツ語教育を推進すべきだという高等教育側からの要望

は、1901年の「中学校令施行規則」における外国語科目の設定に反映された。つまり、「英語」ではなく「外国語」という名称が残ることで、辛うじて中学校におけるドイツ語教育の機会を保障することに至った。法規上示されたのは僅かな反映であり、中学校における英語偏重型の外国語教育に歯止めをかけ、その方向性を変更するには至らなかったものの、高等教育会議における議論が本規則における外国語の位置づけに強く影響を与えたことは否めない。

1880年代から1890年代にかけて、高等中学校の入試科目のなかでドイツ語・フランス語が廃止され英語だけで実施される動きがあり、尋常中学校における第二外国語は廃止され第一外国語の英語の授業時間が増加されるなど、外国語教育の英語化が進んでいった。一方では、文部省の諮問機関である高等教育会議にてドイツ語教育の必要性が主張されたことが功を奏し、1901年の「中学校令施行規則」の学科内容に結びつき、科目名は「外国語」とされ、第一外国語と第二外国語の区別なく英語・ドイツ語・フランス語が列挙されるに至った。高等教育会議で、外国語は英語と示し、それ以外は例外的であるという名実一致を求める意見がありながらも、1901年の「中学校令施行規則」において科目名を「英語」とせず「外国語」とし、あくまで英語・ドイツ語・フランス語と列挙するに至った背景には、議員からの建議や加藤やレンホルムの文部大臣への意見書といった尽力があり、「外国語＝英語」という状況への抵抗があった。

最後に、第六回高等教育会議で建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ關スル件」が決議された後に東京府立第一中学校でドイツ語が加設されたが、文部省が建議を受けて全国的なレベルで具体的な策を講じたことを示す資料は管見の限り存在しない。本建議が具体的な政策に反映されることはなかったようだが、明治終わりから大正・昭和と学校における外国語教育がどのように変遷したのか、その実態と背景の解明を今後の課題とする。

謝辞

原稿の執筆に当たり、京都大学大学院人間・環境学研究科西山教行先生より大変貴重なご助言を頂きました。感謝申し上げます。

注

- 1) 明治期に英語偏重の外国語教育に対する現在と同様の批判が新聞紙面上に見られた。例えば、1903（明治36）年9月7日の読売新聞朝刊2頁の社説は「外國語教育の偏重偏軽」と題し、英語が読める日本人に比べてフランス語が読める日本人は千

分の一、そのフランス語を学ぶものはドイツ語に比べて数少ないとし、国際会議や外国との交渉等で不便や誤解を来していることを指摘している。さらに、隣国の事情に通じるため、そして通商貿易上も利益があることから、隣国言語であるロシア語を地域によっては小中学校で教授できるよう随意科とするべきであると主張した。また、1908（明治41）年3月20日読売新聞朝刊1頁の記事「婦人と外国語」では「外国語即ち英語なるかの勸いかにしても當を得たること、云う可からず」とあり、その文言は、日本言語政策学会（JALP）多言語教育推進研究会が2014年2月に文部科学大臣ほか関係者宛てに提出した高等学校における複数外国語必修化に向けた提言内で批判した「外国語＝英語」という貧しい言語観、あるいは森住（1996）や大谷（2007）の、日本の外国語教育がそのまま英語教育と置き換えられる状況への批判を彷彿させる。

- 2) 高等教育会議は、発足当初は文部省に「具申」（官報第4043号1896年12月18日：3）することのみが認められたが、規定改定により「建議」することができるようになった（官報4489号1898年6月18日：18）。発足以来日本の教育政策の策定に重要な役割を荷ったが、高等教育と大学制度の改革について積極的な成果を挙げなかったために、1913（大正2）年に廃止され、教育調査会が文部大臣の新たな諮問機関として設置された（山本2014：245）。
- 3) 本稿では、直接引用の場合、原文の旧字体漢字・カタカナ表記等の通りの表記を原則とした。ただし、四画のしんによりの代わりに三画のものを用いる、尔から生じた「に」の異字体を尔で表すなど、一部の場合を除く。
- 4) 第一高等学校（1939：137-138）でもこの決定は確認できた。
- 5) 当時、尋常中学校では英語とドイツ語、そしてフランス語も認められていたが、加藤の説明のこの箇所にはフランス語の記載はない。
- 6) 例えば、第一高等学校（1939：264-271）の「大學豫科學科程度及組數」（明治29年2月28日の規則改正）では大学予科の第一部・第二部・第三部の説明に「法科」「文科」「工科」「理、農科」「醫科」の用語が添えられている。ここでも大学予科における課程を示す。
- 7) 第六回会議の決議録には建議案が否決された旨は記載されていない。1901年12月3日付朝日新聞朝刊1頁の記事「高等教育会議の結果」が「否決になりたるハ一件もなく」とし、同建議案についても文部省に建議することが可決されたと報告している。同日読売新聞朝刊2頁でも同建議が「可決」と報告されている。なお、第三回会議の決議録も同様に、英語に限るべきかに関する諮問案が否決された旨は記載さ

れていない。しかし、速記録にて否決された点が確認でき、さらに、新聞記事（1899年4月21日付の読売新聞朝刊1頁および朝日新聞朝刊1頁）にて否決された旨が報告されている。

- 8) 井上（1969）は、明治十四年政変とドイツ学の振興の関係を論じている。
- 9) 第五回高等教育会議で「外国語」を「英語」とし随意科目とする議論があったが、結果的には随意科目にならなかった（本稿第6章参照）。
- 10) 例えば文部省（1968：4-5）によると、1899年に政府は58名に外国留学を命じたが、そのうち30数名をドイツへ（ドイツとそのほかの外国への留学生も含む）派遣した。
- 11) 帝国大学への女子の入学は1913年に東北帝国大学が独自の判断で行ったことが最初である（影山2000：1；山本2014：253）。
- 12) 学校系統調査会の説明は米田（1992：53）を参照。設置や委員について米田は東京朝日新聞1898年8月24日「学校制度調査の模様」・読売新聞1898年9月11日「学校系統会議委員」を参照している。

文献

- 井上久雄（1969）『近代日本教育法の成立』風間書房
- 江利川春雄（2006）「高等小学校の英語科教育」『近代日本の英語科教育史 職業系諸学校による英語教育の大衆化過程』（163-234）東信堂
- 大谷泰照（2007）『日本人にとって英語とは何か—異文化理解のあり方を問う』大修館書店
- 影山昇（2000）「澤柳清太郎と女子高等教育—東北帝国大学への門戸開放—」『成城文藝』第170号、1-69.
- 梶山雅史（1983）「明治期の教科書自由採択論と国定論—第二回高等教育会議の教科書自由採択論をめぐる—」『教育学研究』50(3), 254-263.
- 加藤弘之（1891～1899）「英語と獨乙語とハ其撰フ所の精神自ら異ならざるを得す」加藤照麿等編（1891～1899：明治24～32年）『加藤弘之講論集第一冊、第二冊』（第一冊217-222）金港堂（ほか）〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/752761>〉2017年3月13日アクセス
- 加藤弘之（1900年1月）「所謂學制改革論の謬妄」『太陽』6(1), 2-3.（日本近代文学館、八木書店による復刻版）
- 川又正之（2014）「日本の異言語教育政策を考える（2）—中等教育における英語以外の

- 異言語教育について』『敬和学園大学研究紀要』(23), 55-72.
『教育時論』開発社(雄松堂書店による復刻版)
高等教育会議編「第一回～第十一回高等教育会議決議録」
財団法人教科書研究センター(編)(1984)『旧制中等学校教科内容の変遷』ぎょうせい
第一高等学校(1939)『第一高等学校六十年史』
田中慎也(1988)「明治期初等教育と英語(外国語)教育政策」『東京女学館短期大学紀
要』11, 73-90.
帝国議会会議録 検索システム <<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>> 2017年8月18日ア
クセス
東京大学(1984)『東京大学百年史通史 一』(編者:東京大学百年史編集委員会; 発行
者:東京大学)
東京帝国大学(編)(1932)『東京帝国大学五十年史』下冊
内閣官報局(1912)『法令全書明治27年』<[http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/
pid/787993/309](http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787993/309)> 2017年6月21日アクセス
『日本』3280号(1898年10月20日)「高等教育會議餘録(第十二日)」『日本第30卷(明
治31年9月～12月)』復刻版(1989)ゆまに書房
平原春好(1963)「明治期教育行政機構における諮問機関の性格—高等教育会議の成立
過程の分析」『教育学研究』30(1), 10-20.
平原春好(1964)「明治期における教育行政の機構と思想—諮問機関としての高等教育
会議とその改革運動—」『東京大学教育学部紀要』6, 11-63.
松村幹夫(1988)「もうひとつの英語科存廃論: 明治中・後期英語教育史研究(全国英
語教育学会第13回大会研究発表)」『中国地区英語教育学会研究紀要』18, 183-187.
森住衛(1996)「〈外国語教育=英語教育〉でよいのか?」『英語教育』6月号、8-10.
文部省(1903)「第三回高等教育会議議事速記録」<[http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/
pid/808681](http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/808681)> 2017年6月2日アクセス
文部省(1968)『日本帝国文部省年報第二十七』(文部大臣官房文書課刊の複製) 宣文堂
文部省(1972)『学制百年史(資料編)』
文部省教育調査部編(1937)『学制に関する諸調査会の審議経過』
山本正身(2014)『日本教育史 教育の「今」を歴史から考える』慶應義塾大学出版会
米田俊彦(1992)『近代日本中学校制度の確立 法制・教育機能・支持基盤の形成』東
京大学出版会
六角恒廣(1989)『中国語教育史論考』不二出版

The Purposes of Foreign Language Education: *Koto Kyoiku Kaigi* and Foreign Language Education in Meiji Era Middle Schools

SHIMO Etsuko

Keywords: *Koto Kyoiku Kaigi* (Upper-level Education Committee), the latter half of the Meiji Era, German language education, (*Jinjo Chu Gakko* (Middle School), Kato Hiroyuki

In this paper, I have examined how discussions in *Koto Kyoiku Kaigi* (Upper-level Education Committee, the first Ministry of Education advisory committee: 1896–1913) affected the status of foreign languages in Meiji Era middle schools (i.e., secondary education). A draft titled “Should middle school foreign language education be limited to English?” was submitted for deliberation in their third conference (1899) along with three reference documents which all insisted that German language be taught at middle schools. This draft was then withdrawn by a majority vote, but one of the documents led to a proposal regarding German language at middle schools which was approved in the sixth conference (1901). However, these discussions had little influence on the alteration in the English-focused foreign language education. A key factor that hindered the promotion of German language education at middle schools was the gap between the purposes of foreign language education and those of middle school education, the latter of which was a major concern in the discussion about Japan’s school system as a whole. The committee also dealt with the problem of “English is the only foreign language” in the fifth conference (1900). These discussions in the committee strongly influenced how foreign languages were positioned as subjects in the Middle School Enforcement Regulations issued in 1901.

(近畿大学)